品質方針

東京測器研究所は、「品質方針」を「信頼に応える製品づくり」と掲げ、常にお客様の視点に立った品質保証活動を展開しています。
「製品」の概念には「製造物」だけでなく、営業活動、据え付けや計測業務、付帯サービス業務などを含め、お客様の信頼に応える製品を提供します。

ISO9001

LLOYD'S REGISTER・LRQA
ISO 9001
UKAS MANAGEMENT SYSTEMS
001

認証取得範囲　ISO9001
ひずみゲージ、ひずみ測定装置、変換器の設計と製造

Lloyd's Register LRQA

CERTIFICATE OF APPROVAL

This is to certify that the Quality Management System of:

Tokyo Sokki Kenkyujo Co., Ltd.
4-247, Aioi-cho, Kiryu-shi, Gunma-ken, 376-0011
Japan

has been approved by Lloyd's Register Quality Assurance to the following Quality Management System Standards:

ISO 9001:2008, JIS Q 9001:2008

The Quality Management System is applicable to:

Design and manufacture of strain gauges, strain measuring equipment and transducer.

This certificate is valid only in association with the certificate schedule bearing the same number on which the locations applicable to this approval are listed.

Approval Certificate No: YKA 0957261

Original Approval: 24 January 1997
Current Certificate: 1 February 2015
Certificate Expiry: 31 January 2018

Issued by: Lloyd's Register Quality Assurance Limited

001

JAB

Queen's Tower A, 10th Floor, 2-3-1, Minatomirai, Nishi-ku, Yokohama 220-8010, Japan
For and on behalf of Hemel Hempstead, Middlemarch Office Village, Siskin Drive, Coventry, CV3 4FJ, United Kingdom

トレーサビリティ

東京測器研究所は、「お客様に満足していただける製品」を目標に製品の開発・製造をおこなっています。
特にお客様へ納入する製品については製造工程における「品質の作りこみ」、検査では「作りこまれた品質の確認」を、また製品を抜き取り、耐環境性の試験などをおこない、製品の「総合的な性能・機能が満足している」ことを確認しています。これら製造、検査、試験などに使用する計測器・治具の性能の維持、管理は、製品の性能、特に精度の保証をするうえで不可欠な項目です。
これら計測器・治具についてトレーサビリティ体系を定め、照合用標準器については国家標準に沿った公的機関などによる定期的な校正をおこない、社内標準器についても社内における定期的な校正、点検をおこない、計測器・治具の性能維持に努めています。
その一例として、力基準機（圧縮 50N ～ 10MN、引張 50N ～ 1MN）は、力の国家標準供給機関である独立行政法人産業技術総合研究所によるダイレクトな校正を受けています。
また、製品のトレーサビリティに関する証明書（校正証明書など）を発行しています。

トレーサビリティ体系図

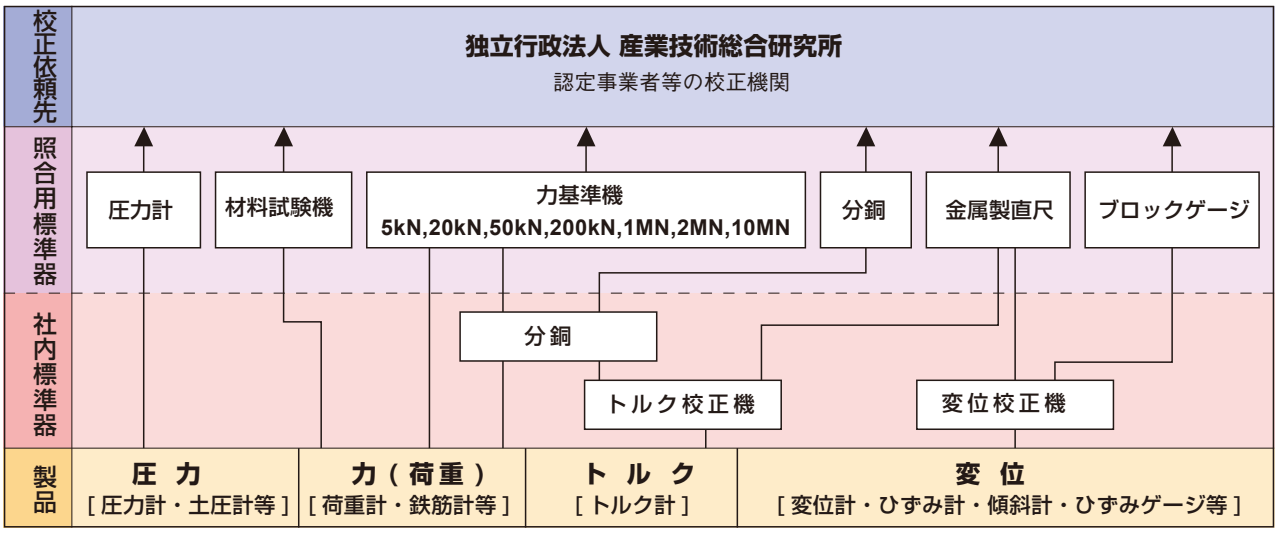

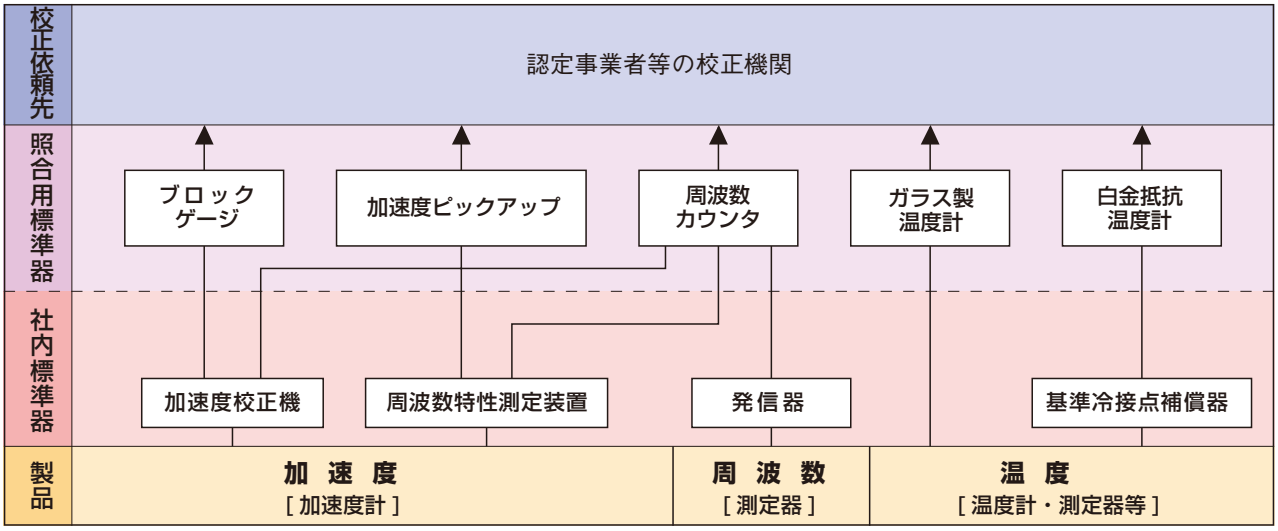

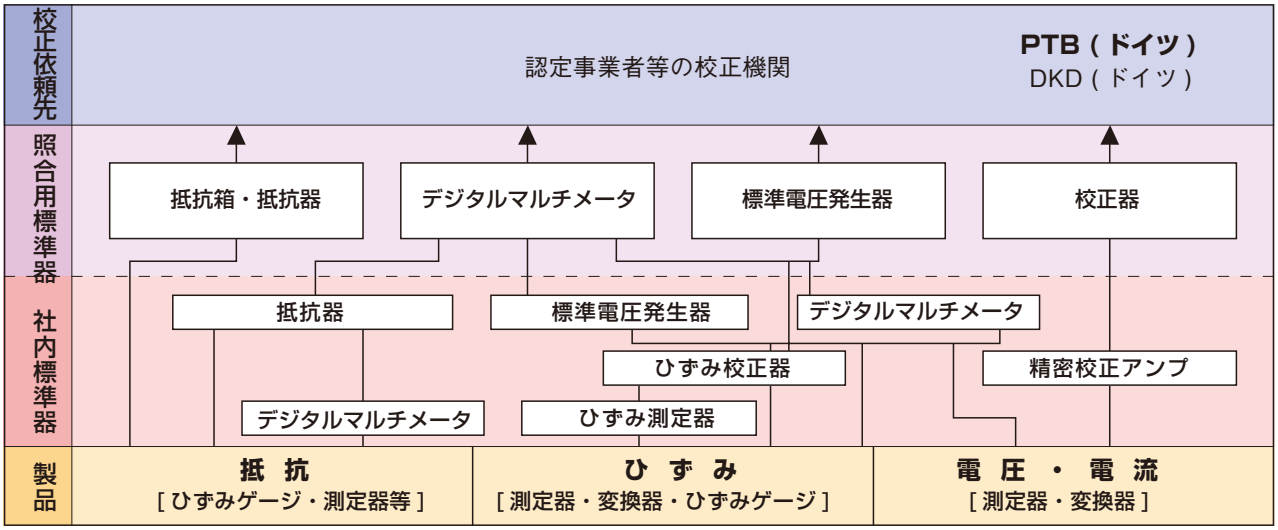

※図中罫線の＋（クロス）は交差を表し、接点ではありません。

PTB：Physikalisch-Technische Bundesanstait（ドイツ）
DKD：Deutscher Kalibrierdienst（ドイツ）

東京測器研究所は「力」の認定事業者です。

JCSS 0090

当社は、認定基準として JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) を用い、認定スキームを ISO/IEC17011 に従って運営されている JCSS の下で認定されています。JCSS を運営している認定機関 (IAJapan) はアジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機構 (ILAC) の相互承認に署名しています。
当社、桐生工場は、国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者です。
0090 は当社、桐生工場の認定番号です。

認定シンボルについて

JCSS

JCSS は計量法校正事業者認定制度 (Japan Calibration Service System) の略称で、計量法関連法規および ISO/IEC17025 の要求事項に基づいて校正を実施する技術能力を校正事業者が持っていることを認定するプログラムです。本プログラムは IAJapan により認定されています。

MRA

国際間における認定機関の相互承認（MutualRecognition Arrangement）で、他の国の署名認定機関のシステム、能力および適合性評価の結果の同等性を認め合うことにより他国の認定機関によって認定された試験事業者または校正事業者の結果の信頼性が高まります。ある認定機関の認定プログラムが国際規格および国際基準に適合していることは国際的な相互承認への署名という形で表明され、保証されています。

IA Japan-International Accreditation Japan

試験・校正事業者が満たすべき国際規格または国際指針への適合性を評価、認定する国内機関 (製品評価技術基盤機構認定センター) です。MRA へ署名しており、MRA の対象となる認定プログラムには、IAJapan が運営する認定プログラムの JCSS、JNLA および ASNITE があります。

ILAC

国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation）は、認定された試験・校正結果の受け入れ促進による貿易円滑化のために国際協力を進めることを目的とする会議体として 1978 年発足しました。1996 年には、この目的を満たすために認定機関間の相互承認協定のネットワークを確立するという設立趣旨のもと公式な協力機構となりました。

高い校正精度と広い校正範囲

圧縮力の範囲	50N ～ 10MN
引張力の範囲	50N ～ 1MN
校正対象機器	力計（ロードセル、環状ばね型力計、容積型力計等）

JIS B 7721「引張試験機・圧縮試験機ー力計測系の校正方法及び検証方法」
JIS B 7728「一軸試験機の検証に使用する力計の校正方法」
による等級をつけることができます。

認定事業者は計量法の規定に基づき（独）製品評価技術基盤機構が認定した計量器の校正または標準物質の値付けの事業をおこなう者をいい、認定された範囲の校正等をおこなった場合は、国家計量標準からトレーサブルであることを証明したロゴマーク付きの校正証明書を発行することができます。

お手持ちの計測機器の校正をお引き受けします。
使用する各種測定機器に対して厳密な校正を欠かさないことは必須条件です。測定機器が国家標準にトレーサブルであることを証明する校正サービスを提供しています。

当社校正業務標準に従い、国家計量標準にトレーサブルな校正機器、方法を用いた信頼性の高い校正をおこないます。校正済み機器にはお客さまのご希望により「校正証明書」「トレーサビリティ証明書」などを発行します。（有料）

●力計は MRA（相互承認）・JCSS ロゴマーク付き校正証明書を発行
荷重計には JCSS 校正と社内規格による一般校正があります。JCSS 校正は力計（荷重計と指示器の組合せ）のみ対象となります。
●（独）産業技術総合研究所によるダイレクトな校正を受けている力基準機（最大 10MN）
●他社製品との組合せ校正
組合わせ製品に対する校正およびトレーサビリティ証明書
* 他社製の測定器単体の校正は対象外とさせていただきます。
●同じ型名に対して製造番号を 10 台まで列記可能
● ISO9001 に対応した計測管理
●当社製測定器の EMC（電磁気環境両立性）校正

校正対象機種

校正機器	力基準機、圧力計校正機、変位計校正機、 トルク計校正機、傾斜計校正機、 加速度計校正機、等価ひずみ発生器、 標準電圧発生器、温度（熱電対、白金測温体）
対象計測機器	荷重計、圧力計、変位計、加速度計、 傾斜計、トルク計、静ひずみ測定器、 動ひずみ測定器、指示器、専用測定器

校正サービスのお申込み

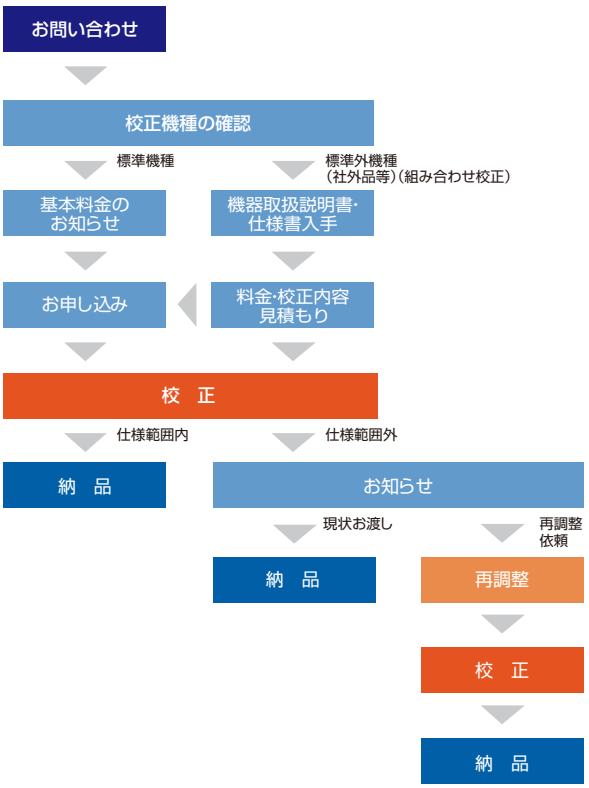

JCSS 力計校正の申込み用紙は当社ホームページからも入手できます。（www.tml.jp/quality/calibration.html）
証明書には校正証明書（JCSS/ 一般）、簡易校正証明書、個別校正データ付き校正証明書、トレーサビリティ証明書、組合せ校正証明書があります。

EMC 測定

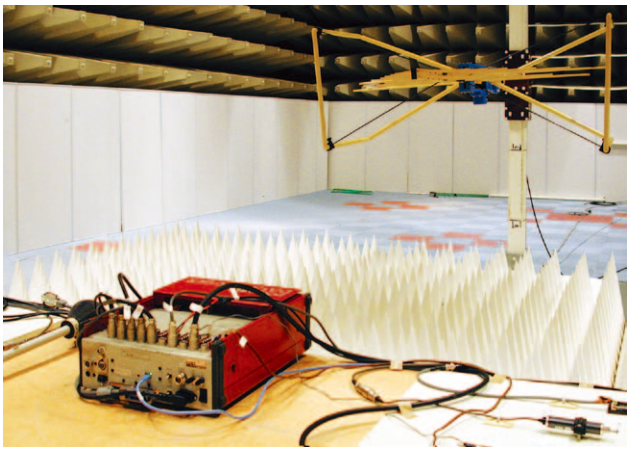

厳密なチェック後、責任をもって各種証明書を発行

校正済み機器にはお客様のご要望により下記の証明書が発行されます。

●製品個々に対する校正およびトレーサビリティの証明書である「校正証明書 (JCSS/ 一般)」または「簡易校正証明書」
　JCSS 校正証明書は力計（荷重計と指示器の組合せ）のみ対象となります。(下図見本参照)
●校正物件に関わったすべての校正データが添付された「個別データ付校正証明書」
●国家標準または公的校正機関とのつながりを明示した「トレーサビリティ証明書」
●当社製品や他社製品における「組合せ校正証明書」

JCSS 校正証明書 - 力計のみ発行

一般校正証明書

簡易校正証明書

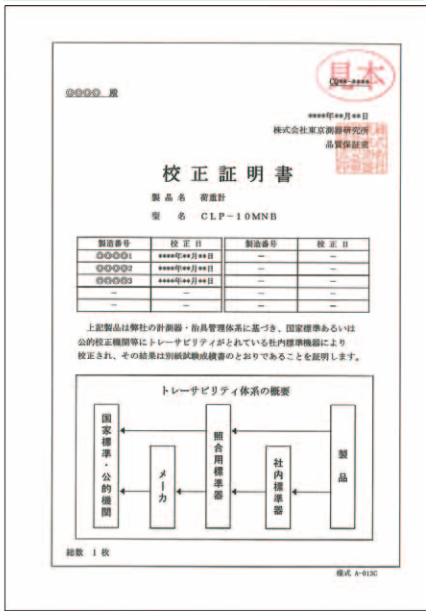

製品の校正周期については使用形態、使用目的、当社推奨の校正周期、維持管理費などを考慮し、適切な期間をお客様で設定するようお願いいたします。なお、当社では 1 年間の校正周期を推奨させていただいています。

インターネット情報

当社のホームページ（www.tml.jp）では校正サービスや JCSS 校正のご案内をしております。
また、「JCSS 力計校正申込書」のダウンロードサービスもご利用いただけます。